



「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録について

商工中金は、本日、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下：WCMS 認証制度）の自己適合宣言登録事業者として登録されました。

WCMS 認証制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価し、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月 9 日消費者庁）に基づく認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を自己適合宣言登録事業者として登録するものです。また、登録を受けた事業者は、WCMS マーク（※）の使用が許諾されます。

商工中金は、不正行為や内部規定違反、ハラスメント等が発生した場合、職員が直接通報や相談するための窓口として、社内外に「職員相談窓口」を設置し、幅広く通報や相談を受け付けています。また、通報者や相談者の秘密保持等を徹底するとともに、通報者等が不利益な取扱いを受けることのないよう、職員への継続的な教育・研修を行い、通報や相談をしやすい体制を整えています。

今回、更なるコンプライアンス経営の推進、企業価値の維持・向上を図るため、内部通報制度の設計や運用を外部基準で評価するとともに、必要な見直し等を行い、その適切性と実効性を高めたことから、本登録を受けることになりました。

商工中金は、「中小企業による中小企業のための金融機関」として、コンプライアンスを第一に考えた業務運営に努めてまいります。

（※）WCMS（Whistleblowing Compliance Management System）マーク

